

## 特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準について

### 1 概要（趣旨）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法第113条第1項等の規定により、知事は、医師をやむを得ず長時間の労働に従事させる病院又は診療所（以下「医療機関」という。）を、当該医療機関の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができることとされており、指定に係る審査基準については県で定める必要があるため、医療審議会に報告し定めるもの。

### 2 医師の働き方改革について

これまでの地域医療は医師の長時間労働により支えられており、今後医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。

こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。

そのため、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用が開始される。

#### 原則

全ての労働者 ※医師はR6から適用	月45時間以下 年360時間以下
-------------------	------------------

#### 例外

一般の労働者	月100時間未満 複数月平均80時間以下 年720時間以下		
医師	一般の勤務医 ★A水準	月100時間未満（例外あり※）年960時間以下 いずれも休日労働含む	2035年度 までの特例
	地域医療確保のために派遣され、 通算で長時間労働となる医師 ★連携B水準	月100時間未満（例外あり※）年1,860時間以下 いずれも休日労働含む  ●連携B水準は派遣元・派遣先それぞれの上限が年960時間以下となり、 合計で年1,860時間以下とする必要あり	
	地域医療確保に欠かせない機能 （3次救急等）を持つ医療機関 の勤務医 ★B水準		
	短期間で集中的に症例経験を積 む必要がある医師（研修医等） ★C-1、C-2水準	月100時間未満（例外あり※）年1,860時間以下 いずれも休日労働含む	将来に向け 縮減

※月100時間以上となる場合（例外適用時）の義務

面接  
指導

+

- ・連続勤務期間制限28時間
- ・勤務時間インターバル9時間の確保
- ・インターバルを確保できなければ代休を取得

※一般の勤務医は努力義務

### 3 宮崎県の指定に係る審査基準について

知事は、次に掲げる区分に応じ、当分の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められる医療機関について、特定労務管理対象機関として指定することができることとする。

#### (1) 特定地域医療提供機関（B水準）

##### ① 次の医療機関における救急医療の提供に係る業務

ア 医療計画において三次救急医療機関として位置付けられている医療機関

イ 医療計画において二次救急医療機関として位置付けられている医療機関であって、次に掲げる要件を満たすもの

a 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上あること

b 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う医療機関

##### ② 在宅医療において特に積極的な役割を担う、次のいずれかに当てはまる業務

ア 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型

イ 機能強化型在宅療養支援病院の単独型

##### ③ 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供、その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関における当該機能に係る業務

#### (2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

医療機関の管理者の指示により行われるものその他の当該医療機関の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた医師の派遣に係る業務

#### (3) 技能向上集中研修機関（C-1水準）

① 臨床研修を行う医療機関における臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診察能力を身に付けるための業務

② 専門研修を行う医療機関における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するための業務

#### (4) 特定高度技能研修機関（C-2水準）

特定分野（医療分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う医療機関における医師（高度な技能の修得に関する計画が作成された医師であって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者）の業務（当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）

### 4 今後について

県のホームページに審査基準を掲載し、基準を定めた旨を県内の医療機関へ通知する予定。



## 【参考：関係法令】

### 【医療法】

第七十条 厚生労働大臣は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、医療機関勤務環境評価センターとして指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該医療機関勤務環境評価センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 医療機関勤務環境評価センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第七十一条 医療機関勤務環境評価センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病院又は診療所の管理者からの求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと。
  - 二 病院又は診療所における医師の労働時間の短縮のための取組について、病院又は診療所の管理者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、病院又は診療所における医師の労働時間の短縮を促進するための業務を行うこと。
- 2 医療機関勤務環境評価センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たっては、第五十五条の指針を勘案しなければならない。

第七十二条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を行つたときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

### 【良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律】

第七十三条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 一 救急医療
  - 二 居宅等における医療
  - 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療
- 2 前項の規定による指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、同項に規定する業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案を添えてしなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の規定による指定をすることができる。
- 一 前項の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
  - 二 第七十一条第一項の規定による面接指導並びに第二百二十三条第一項本文及び第二項後段の規定によ

る休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、第百三十二条の規定により通知を受けた同項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

7 [略]

第百十四条 特定地域医療提供機関の管理者は、前条第一項の規定による指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の規定による指定の更新について準用する。

第百十六条 [略]

第百十七条 都道府県知事は、特定地域医療提供機関が次のいずれかに該当するときは、第百十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第百十三条第一項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。

二 第百十三条第三項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。

三 指定に関し不正の行為があつたとき。

四 特定地域医療提供機関の開設者が第百十一条又は第百二十六条の規定に基づく命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第百十八条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第百十六条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関

の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師（第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百十八条」と、前条第一項第一号中「第百十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第百十九条 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

- 一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
  - 二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師
- 2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第百十六条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百十九条第一項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百十九条」と、第百十七条第一項第一号中「第百十三条第一項」とあるのは「第百十九条第一項」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第百十九条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第百二十条 都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

- 1 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による特定高度技能研修機関の指定について、第百十六条の規定は特定高度技能研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による特定高度技能研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百二十条第一項に規定する業務に従事する同項に規定する研修を受ける」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百二十条」と、第百十七条第一項第一号中「第百十三条第一項」とあるのは「第百二十条第一項」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第百二十条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

**【良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令】**

第八十条 法第百十三条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であつて、当該業務に従事する 医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。

- 一 救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣が定めるもの救急医療の提供に係る

業務

- 二 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所居宅等における医療の提供に係る業務
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所当該機能に係る業務

**【医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの】**

改正省令第二条の規定による改正後の医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるものについては、以下のとおりとする。

- 一 医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所
- 二 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - イ 年間の救急車の受入件数が千件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間五百人以上であること
  - ロ 医療法第三十条の四第二項第四号又は第五号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること